

求人施設による「ミニ就業相談コーナー」実施要領

1 目的

- (1) バンク施設内に「ミニ就業相談コーナー」を設置し、求人施設への人材確保の場を提供する。
- (2) 求職者が求人登録施設情報を施設関係者から直接得る機会をつくり、求職者の就業促進を図る。
- (3) ミニ就業相談コーナー参加求人施設から、施設情報の提供を受け、就業斡旋に活用する。
- (4) オンラインシステムの導入により、「ミニ就業相談コーナー」の参加への利便性を高め、求人サービスの向上を図り、効果的な就業相談に繋げる。

2 対象

- (1) 求人施設
 - e ナースセンターに求人登録をし、看護職を募集している都内施設
※派遣・紹介予定派遣、職業紹介、看護職を個人事業主として業務委託を行う会社・事業所は除く。
- (2) 求職者
都内に就職を希望している看護職

3 実施方法

- (1) 求人施設
ミニ就業相談コーナー参加申込時、出展方法（オンライン出展・ブース出展）の希望を確認し、希望する出展方法で、相談を実施する。オンライン出展の場合は、複数の担当者による相談対応も可能とする。
- (2) 求職者
来所による参加とする。求人施設側がオンライン出展の場合は、ナースプラザのパソコンを使用して、求人施設側とオンラインによる相談を実施する。

4 実施内容

- (1) 実施場所及び実施日
ナースバンク東京・ナースバンク立川
毎週火曜日及び木曜日（週 2 回）
※祝祭日、「ふれあいナースバンク就職相談会」開催日は除く。
- (2) 実施時間 13時30分から15時まで

5 参加施設数

ナースバンク東京・立川ともに 1日 1施設

6 費用

無料

7 募集方法

(1) 参加申込方法

別紙3「参加申込書兼結果通知書」に必要事項を記入、FAXによる申込

※1 参加希望会場は「ナースバンク東京」または「ナースバンク立川」を選択する。

※2 参加希望日を3日間指定すること

※3 参加方法（オンライン出展またはブース出展）を選択すること

(2) 受付期間 参加希望月の前月1日9時から5日17時

但し、5月・1月（6月・2月開催分の申込み）は1日9時から10日17時

別紙1-1

8 選考方法及び結果通知・最終確認

(1) 参加施設は、申込順、参加履歴、施設種別、雇用形態、地域等を総合的に考慮して選考する。また、同一施設（法人）の参加は月1回までを原則とする。

(2) 受付期間終了後、別紙3「参加申込書兼結果通知書」にて参加の可否と参加日について FAX で参加申込施設へ通知する。（選考過程に係る内容は公表の対象外とする。）

(3) 参加決定の連絡を受けた求人施設は、上記通知書の内容を確認し「最終確認及び施設PR報告書(別紙4)」に必要事項を記入の上、指定日までにナースバンク東京へメールにより提出する。

9 その他

(1) 参加決定の参加決定求人施設の参加日及びPR文等は、東京都ナースプラザホームページに掲載、また、Facebook、Instagramに掲載するとともに、ナースバンク内に掲示、また、来所者に配布して周知する。

(2) eナースセンター（都道府県看護協会による無料職業紹介事業）の求職登録者に対して、定期的な情報を配信して周知する

(3) その他、メールマガジン等を活用して周知する

(4) オンラインシステムの接続にかかる通信料は、参加する求人施設側の負担とする。

(5) パンフレットの事前持ち込みを希望する場合は、ナースバンクへ事前連絡の上、参加前日までに送付すること。送料は求人施設側の負担とする。

付 則

本要領は、平成19年3月1日施行

平成24年4月1日改定

平成25年7月12日改定

令和3年3月26日改定

令和4年11月24日改定